				3	実施機関		= 2	欠選別結	·果		二次選別に対する実施機関の意見		
NO	所属名	ファイル 番号	作成 年度	保存 期間	保管ファイル名	保存期 間満了 後の措 置	選別判断理由	選別結果	選別基準 該当番号	変更判断理由	最終 一次 選別	移管・廃棄 理由	
1	公立大学法人 (高知工科大学)	376	H15	10	博士後期課程委員会	廃棄	重要な事項を決定した審議過程のわかる文書であり、選別基準3が該当するため、移管が適当	移管	3		廃棄	会議資料・議事録の写しでした。オリジナルは電子 データで保管し、延長しています。	
2	公立大学法人 (高知工科大学)	377	H15	10	博士後期課程委員会関連書類	廃棄	重要な事項を決定した審議過程のわかる文書で あり、選別基準3が該当するため、移管が適当	移管 → 廃棄	3	委員会の開催に当たっての準備 のための文書であり、歴史公文書 には該当しない	廃棄	会議資料・議事録の写しでした。オリジナルは電子 データで保管し、延長しています。	
3	公立大学法人 (高知工科大学)	378	H15H16	10	博士後期課程委員会	廃棄	重要な事項を決定した審議過程のわかる文書であり、選別基準3が該当するため、移管が適当	移管	3		廃棄	会議資料・議事録の写しでした。オリジナルは電子 データで保管し、延長しています。	
4	公立大学法人 (高知工科大学)	379	H16	10	博士後期課程委員会	廃棄	重要な事項を決定した審議過程のわかる文書であり、選別基準3が該当するため、移管が適当	移管	3		廃棄	会議資料・議事録の写しでした。オリジナルは電子 データで保管し、延長しています。	
5	公立大学法人 (高知工科大学)	380	H17	10	博士後期課程委員会	廃棄	重要な事項を決定した審議過程のわかる文書であり、選別基準3が該当するため、移管が適当	移管 → 廃棄	3	委員会の開催に当たっての準備 のための文書であり、歴史公文書 には該当しない	廃棄	ファイル名と選別基準該当番号が適切でありませんで した。内容は、会議準備の段階で教員や学生から集め た申請書、報告書等でした。	
6	公立大学法人 (高知工科大学)	381	H18	10	博士後期課程委員会	廃棄	重要な事項を決定した審議過程のわかる文書で あり、選別基準3が該当するため、移管が適当	移管 → 廃棄	3	委員会の開催に当たっての準備 のための文書であり、歴史公文書 には該当しない	廃棄	ファイル名と選別基準該当番号が適切でありませんで した。内容は、会議準備の段階で教員や学生から集め た申請書、報告書等でした。	
7	公立大学法人 (高知工科大学)	382	H19	10	博士後期課程委員会	廃棄	重要な事項を決定した審議過程のわかる文書であり、選別基準3が該当するため、移管が適当	移管 → 廃棄	3	委員会の開催に当たっての準備 のための文書であり、歴史公文書 には該当しない	廃棄	ファイル名と選別基準該当番号が適切でありませんで した。内容は、会議準備の段階で教員や学生から集め た申請書、報告書等でした。	
8	公立大学法人 (高知工科大学)	383	H20	10	博士後期課程委員会	廃棄	重要な事項を決定した審議過程のわかる文書であり、選別基準3が該当するため、移管が適当	移管 → 廃棄	3	委員会の開催に当たっての準備 のための文書であり、歴史公文書 には該当しない	廃棄	ファイル名と選別基準該当番号が適切でありませんで した。内容は、会議準備の段階で教員や学生から集め た申請書、報告書等でした。	
9	公立大学法人 (高知工科大学)	1365	H21	10	受託一覧	廃棄	受託研究の概要が記録された文書であるため、 選別基準24が該当し、移管が適当	移管	24		廃棄	経理事務上の一覧と間接経費執行報告書の決裁文書 のみでした。受託研究の一覧は、電子データで管理 し、当面は大学で延長して保管予定です。	
10	公立大学法人 (高知工科大学)	1366	H20	10	受託一覧	廃棄	受託研究の概要が記録された文書であるため、 選別基準24が該当し、移管が適当	移管	24		廃棄	経理事務上の一覧と間接経費執行報告書の決裁文書 のみでした。受託研究の一覧は、電子データで管理 し、当面は大学で延長して保管予定です。	

				5	実施機関		二次選別結果					二次選別に対する実施機関の意見		
NO	所属名	ファイル 番号	作成 年度	保存 期間	保管ファイル名	保存期 間満了 後の措 置	選別判断理由	選別結果	選別基準該当番号	変更判断理由	最終 一次 選別	移管・廃棄 理由		
11	警察本部	1367	S63	永年	昭和63年 秋叙勲	廃棄	叙勲に関する文書であり、選別基準14に該当す るため、移管が適当	移管	14		廃棄	あくまで推薦のための資料であり、内閣府への上申は警察庁が実施(資料に記載されている者が受章となったかまでは不明。警察庁からの上申書類の原本は内閣府にあり、内閣府での保存期間満了後は、国立公文書館で永久保管されるが、警察庁で保存している上申書類の写しは廃棄している)。		
12	警察本部	1368	S63	永年	昭和63年 春叙勲	廃棄	叙勲に関する文書であり、選別基準14に該当す るため、移管が適当	移管	14		廃棄	同上		
13	警察本部	1369	S62	永年	昭和62年 秋叙勲	廃棄	叙勲に関する文書であり、選別基準14に該当す るため、移管が適当	移管	14		廃棄	同上		
14	警察本部	1370	S62	永年	昭和62年 春叙勲	廃棄	叙勲に関する文書であり、選別基準14に該当す るため、移管が適当	移管	14		廃棄	同上		
15	警察本部	1371	S61	永年	昭和61年 秋叙勲	廃棄	叙勲に関する文書であり、選別基準14に該当す るため、移管が適当	移管	14		廃棄	同上		
16	警察本部	1372	S61	永年	昭和61年 春叙勲	廃棄	叙勲に関する文書であり、選別基準14に該当す るため、移管が適当	移管	14		廃棄	同上		
17	警察本部	1373	S60	永年	昭和60年 秋叙勲	廃棄	叙勲に関する文書であり、選別基準14に該当す るため、移管が適当	移管	14		廃棄	同上		
18	警察本部	1374	S60	永年	昭和60年 春叙勲	廃棄	叙勲に関する文書であり、選別基準14に該当す るため、移管が適当	移管	14		廃棄	同上		
19	警察本部	1375	S59	永年	昭和59年 春·秋叙勲	廃棄	叙勲に関する文書であり、選別基準14に該当す るため、移管が適当	移管	14		廃棄	同上		
20	警察本部	1376	S59	永年	昭和58年 春·秋叙勲	廃棄	叙勲に関する文書であり、選別基準14に該当す るため、移管が適当	移管	14		廃棄	同上		
21	警察本部	1377	S56	永年	56 特別ほう賞	廃棄	褒章に関する文書であり、選別基準14に該当す るため、移管が適当	移管	14		廃棄	同上		
22	警察本部	1378	S63	永年	昭和63年 叙勲	廃棄	叙勲に関する文書であり、選別基準14に該当す るため、移管が適当	移管	14		廃棄	同上		

				5	実施機関		_2	文選別結	i果		二次選別に対する実施機関の意見		
NO	所属名	ファイル 番号	作成 年度	保存 期間	保管ファイル名	保存期 間満了 後の措 置	選別判断理由	選別結果	選別基準該当番号	変更判断理由	最終 一次 選別	移管·廃棄 理由	
23	警察本部	1379	S63	永年	昭和63年 特別ほう賞	廃棄	褒章に関する文書であり、選別基準14に該当す るため、移管が適当	移管	14		廃棄	同上	
24	警察本部	1380	S40	永年	特別ほう賞	廃棄	叙勲に関する文書であり、選別基準14に該当す るため、移管が適当	移管	14		廃棄	同上	
25	警察本部	1381	S41	永年	特別ほう賞	廃棄	褒章に関する文書であり、選別基準14に該当す るため、移管が適当	移管	14		廃棄	同上	
26	警察本部	1382	S43	永年	特別ほう賞	廃棄	褒章に関する文書であり、選別基準14に該当す るため、移管が適当	移管	14		廃棄	同上	
27	警察本部	1383	S45	永年	特別ほう賞	廃棄	褒章に関する文書であり、選別基準14に該当す るため、移管が適当	移管	14		廃棄	同上	
28	警察本部	1384	S46	永年	特別ほう賞	廃棄	褒章に関する文書であり、選別基準14に該当す るため、移管が適当	移管	14		廃棄	同上	
29	警察本部	1385	S53	永年	特別ほう賞	廃棄	褒章に関する文書であり、選別基準14に該当す るため、移管が適当	移管	14		廃棄	同上	
30	警察本部	1386	S38	永年	藍綬褒章推薦伺い	廃棄	褒章に関する文書であり、選別基準14に該当す るため、移管が適当	移管	14		廃棄	同上	
31	警察本部	1387	S62	永年	警察協力章上申伺い	廃棄	表彰等に関する文書であり、選別基準14に該当するため、移管が適当	移管	14		廃棄	警察協力章の上申書類であるが、受章となったかまでは明らかではない。警察協力章の決定等については警察庁が行うもの。	
32	警察本部	1388	H1	永年	平成元年 秋叙勲	廃棄	叙勲に関する文書であるため、選別基準14 が該当し、移管が適当	移管	14		廃棄	あくまで推薦のための資料であり、内閣府への上 申は警察庁が実施(資料に記載されている者が 受章となったかまでは不明。警察庁からの上申書 類の原本は内閣府にあり、内閣府での保存期間 満了後は、国立公文書館で永久保管されるが、 警察庁で保存している上申書類の写しは廃棄して いる)。	
33	警察本部	1389	H1	永年	平成元年 春叙勲	廃棄	叙勲に関する文書であるため、選別基準14 が該当し、移管が適当	移管	14		廃棄	同上	

				5	実施機関			火選別結	果		二次選別に対する実施機関の意見		
NO	所属名	ファイル 番号	作成 年度	保存 期間	保管ファイル名	保存期 間満了 後の措 置	選別判断理由	選別結果	選別基準該当番号	変更判断理由	最終 一次 選別	移管・廃棄 理由	
34	人権教育·児童生徒課	49	H26	5	いじめ防止サミット	廃棄	いじめ防止サミットの内容がわかるファイルが他にないため、残していくべき文書と判断。選別基準24に該当し、移管が適当	移管		現物を確認し、選別判断理由及び、選別基準該当番号は左記のとおりの内容に変更し、選別結果は 移管で変更なし	廃棄	県下の児童生徒が実行委員となって開催した会議(子 どもサミット)であり選別基準3に該当しないため、廃棄 が適当	
35	人権教育·児童生徒課	107	H25	5	緊急対応マニュアル(基本編)(事例編)	廃棄	児童生徒生命に関わる事件・事故発生時の 教職員等の対応マニュアルについては、当 時の学校側でどういった対応が行われてい たかが知り得る文書であるため、残すべき文 書と判断。選別基準24が該当し、移管が適 当	移管	24	現物を確認し、選別判断理由は左 記のとおりの内容に変更し、選別 結果は移管で変更なし	廃棄	児童生徒生命に関わる事件・事故発生時の教職員等 の対応マニュアルであり、選別基準に該当しないた め、廃棄が適当	
36	人権教育·児童生徒課	133	H26	5	学校経営計画に基づく生徒指導推進校支援事 業	廃棄	個々の学校の取組事例等が綴られた貴重な 文書であるため、選別基準24が該当し、移管 が適	移管	24	現物を確認し、選別判断理由及び、選別基準該当番号は左記のとおりの内容に変更し、選別結果は 移管で変更なし	廃棄	指定校の校長が作成する各学校ごとの経営計画(学校経営計画)をもとに、生徒指導上の諸課題の改善を図る事業であり、選別基準に該当しないため、廃棄が適当	
37	医事薬務課	47	H26	5	平成26年度平成25年度 麻薬関連会議 指 定薬物 復命書	移管	会議で配布された資料を綴ったものであるため、歴史公文書には該当せず廃棄が適当	廃棄		現物確認し、選別判断理由、選別結果に変更無し	移管	麻薬関係事業の実施に関する公文書のため	
38	医事薬務課	87	H26	5	登録販売者試験 受験申請・実務経験証明 H26	移管	個人の申請書類に関しては、歴史公文書には 該当せず、廃棄が適当	廃棄		現物確認し、選別判断理由、選別結果に変更無し	移管	登録販売者の免許に係る公文書であるため	
39	医事薬務課	88	H26	5	H26 販売従事登録申請書	移管	個人の申請書類に関しては、歴史公文書には 該当せず、廃棄が適当	廃棄		現物確認し、選別判断理由、選別結果に変更無し	移管	登録販売者の免許に係る公文書であるため	
40	農業基盤課	4	H25		農地法4·5条許可申請書3,000㎡以上 ① H25.5.9許可 室戸市工業用地		農地転用の許可に関する文書は軽易なものを除き、移管と判断するが、当該ファイルは、県民生活に少なからず影響を及ぼす可能性のある許認可と判断し、選別基準6が該当し、移管が適当	移管	6	現物確認し、四国農政局に許可を 受けた案件でもあり、軽易なもの ではないため、選別判断理由、選 別結果に変更なし	廃棄	・農地の3000㎡程度の案件については、資材置場や事業所の駐車場などが大半であり、他の申請とほとんど内容に差は無い。 ・4h超から大臣協議が必要となり、近年では、公立中学校の移転があった。この規模になると歴史的な資料としての価値があり、保存することが適当と考える。・現在の簿冊整理は、4ha超の大臣協議分農地転用については別簿冊としているが、3000㎡案件については区別できていないことから、過去に遡って簿冊管理が頻雑になる。	
41	農業基盤課	23	H26		農地法4·5条許可申請書3,000㎡以上 ③H26.10.29~12.18	廃棄	同上	移管	6	高知工科大のグランド用地の建設 に当たっての転用許可に関する綴 りであるため、軽易なものには当 たらないものと判断	廃棄	同上	